

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人あざみの会の役員及び評議員等(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう「役員等」とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員、第三者委員(以下「各種委員」という。)をいう。

(理事会及び評議員会、委員会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会、評議員会及び各種委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び旅費(以下「報酬等」という。)を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会、評議員会及び各種委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬等を支払うことができる。

- 2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。
- 3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

(報酬等の総額)

第5条 役員の報酬等の総額は、340,000円を超えない範囲で支給できるものとする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出帳終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改 正)

第8条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成 23 年 2 月 1 日より適用する。
- 1 この規程は、平成 29 年 9 月 28 日より適用する。
- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	旅 費
理事会出席報酬	3,000円	1,000円
評議員会出席報酬	3,000円	1,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	3,000円	1,000円
第三者委員会出席報酬	3,000円	1,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	旅 費
理事長業務報酬	入・卒園式監査立会等 5,000円	1,000円
	定例書類決裁等 3,000円	1,000円
監事監査指導報酬	5,000円	1,000円

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	実 費	3,000円	実 費